五〇〇番

五〇〇番
地先河川敷
五〇一番
五〇二番

五〇三番
五〇九番
五一〇番
五一二番

五一七番

五一八番
五二二番
五二三番

五二四番

五六二番一
一八三〇番一
地先河川敷
一八三三番四
一八三三番一
地先河川敷
一八四四番
一八四六番
地先河川敷
一八四六番
一八四七番

一八四七番
地先河川敷
二二八九番一
二三〇九番

四〇一七番
四〇一七番
地先河川敷

八号、九号、十二号、十三号、七十号及び七十二号

七十一号

六十四号
六十二号及び六十三号

六十五号
六十一号
六十号
五十八号及び五十九号

三十二号、三十三号及び三十七号

三十号及び三十一号
二十四号
二十五号から二十七号まで

二十八号及び二十九号

十九号及び二十一号
八十二号
八十一号

一号
二号及び三号
八十号

六十九号
七十六号、七十八号及び七十九号
七十七号
六号、七号、十四号及び十五号

七十三号から七十五号まで

四号及び五号
十六号から十八号まで及び二十号

二十二号
二十三号

四〇一七番
四〇一七番
地先河川敷

○国土交通省告示第十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成三十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成三十年一月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　山田川左支渓
次に掲げる土地に存する標柱一号から四十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県神戸市北区山田町下谷上字西丸山　九七番一　一号から四十八号まで

○海上保安庁告示第八号

航路標識の設置、廃止及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十五条の規定により、次のように告示する。

平成三十年一月十一日

海上保安庁長官　中島　敏

名称	大磯港西防波堤灯台
位置	所在地	大磯港西防波堤灯台（神奈川県中郡大磯町）の南西方約五・八キロメートル
	北緯	三五―一五―五七
	東経	一三九―一六―四〇
光達距離	黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質	群せん黄光　毎二〇秒に五せん光
光度	実効光度一六〇カンデラ
点灯年月日	平成二十九年十一月十八日
記事	一　附属施設　レーダー反射器 二　国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所管理

名称	大磯南西沖海象観測灯浮標
位置	所在地	大磯港西防波堤灯台（神奈川県中郡大磯町）の南西方約五・八キロメートル
	北緯	三五―一五―五七
	東経	一三九―一六―四〇
光達距離	黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質	群せん黄光　毎二〇秒に五せん光
光度	実効光度一六〇カンデラ
点灯年月日	平成二十九年十一月十八日
記事	一　附属施設　レーダー反射器 二　国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所管理

名称	志布志国家石油備蓄基地A灯浮標
位置	所在地	志布志国家石油備蓄基地東防波堤灯台（鹿児島県肝属郡肝付町）の東方約二・七キロメートル
	北緯	三一―二一―三九
	東経	一三一―〇三―四八
撤去年月日	平成二十九年十一月二十一日
記事	一時変更

名称	志布志国家石油備蓄基地B灯浮標
位置	所在地	志布志国家石油備蓄基地東防波堤灯台（鹿児島県肝属郡肝付町）の東南東方約八五〇メートル
	北緯	三一―二一―四〇
	東経	一三一―〇二―三八
撤去年月日	平成二十九年十一月二十二日
記事	一時変更

名称	志布志国家石油備蓄基地C灯浮標
位置	所在地	志布志国家石油備蓄基地東防波堤灯台（鹿児島県肝属郡肝付町）の東北東方約九六〇メートル
	北緯	三一―二二―〇五
	東経	一三一―〇二―四一
撤去年月日	平成二十九年十一月二十一日
記事	一時変更

名称	東京中央防波堤西灯台
位置	所在地	京浜港東京区（中央防波堤西端）
	北緯	三五―三五―三三
	東経	一三九―四七―二六
廃止年月日	平成二十九年十一月三十日

名称	東京西防波堤灯台
位置	所在地	京浜港東京区（西防波堤外端）
	北緯	三五―三五―一〇
	東経	一三九―四七―〇二
廃止年月日	平成二十九年十一月三十日

○海上保安庁告示第九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十五条の規定により、次のように告示する。

平成三十年一月十一日

海上保安庁長官　中島　敏

名称	対馬長崎鼻灯台
位置	所在地	長崎県対馬市（長崎鼻）
	北緯	三四―二四―四〇
	東経	一二九―二三―四九
変更した事項	灯質	単せん白光　毎四秒に一せん光
	光度	実効光度三、七〇〇カンデラ
	光達距離	一二・〇海里
変更年月日	平成二十九年十一月十六日

名称	桃取港北防波堤灯台
位置	所在地	三重県鳥羽市（桃取港北防波堤外端）
	北緯	三四―三一―〇一
	東経	一三六―五一―二一
変更した事項	灯質	単せん赤光　毎三秒に一せん光
	光度	実効光度七八カンデラ
	光達距離	五・〇海里
	高さ	地上から構造物の頂部まで五・四メートル　平均水面上から灯火まで八・三メートル
変更年月日	平成二十九年十一月二十日

名称	知柄港沖防波堤北灯台
位置	所在地	愛知県蒲郡市（知柄港沖防波堤北端）
	北緯	三四―四六―五二
	東経	一三七―一〇―二〇
変更した事項	灯質	単せん赤光　毎三秒に一せん光
	光度	実効光度七八カンデラ
	光達距離	五・〇海里
	高さ	地上から構造物の頂部まで六・四メートル　平均水面上から灯火まで九・七メートル
変更年月日	平成二十九年十一月十六日

名称	夜灯鼻灯台
位置	所在地	佐賀県藤津郡太良町（竹崎島夜灯鼻）
	北緯	三二―五七―二四
	東経	一三〇―一三―二九
変更した事項	灯質	単せん白光　毎三秒に一せん光
	光度	実効光度三九〇カンデラ
	光達距離	七・五海里
	高さ	地上から構造物の頂部まで八・二メートル　平均水面上から灯火まで三八メートル
変更年月日	平成二十九年十一月二十一日